「訪日学者講演会」の「研究者招聘講演会」への名称変更と運用の改定について（案）

手嶋紀雄

　本支部の学術活動の一環として「訪日学者講演会」があります。この講演会は，別件で来日する海外研究者を招聘するという，いわば受動的なものです。受動的であるがゆえに，予算が執行されない年度もあります。このたび，学術活動の活性化を図る目的から，名称を「研究者招聘講演会」へと変更し，運用を改定いたしたく存じます。具体的な変更・改定の骨子は以下の通りです。

1. これまで通りの訪日学者講演会（講演会A）を踏襲する。つまり，別件で来日中の海外研究者を招聘する講演会に対して，2.5万円を補助する。
2. 国内研究者の招聘にも拡張する。ただし，別件で中部地区に来ている国内研究者を，この講演会だけのために招聘することはしない。
3. 「研究者招聘講演会」に計上された予算は，講演会A以外にも，執行可能とする。すなわち，支部主催の事業において，海外・国内研究者を招聘する際に予算オーバーする場合，「研究者招聘講演会」に計上された予算から補助できるものとする。追加の補助金額は，海外研究者の場合2.5万円，国内研究者の場合1.5万円とする。追加の補助金は，主催行事内の予算に組み込むことを許容するが，原則，招聘者の旅費，宿泊費，謝金の一部として利用する。
4. 主催事業において追加の補助金を申請する企画者は，追加が無い場合の予算内で招聘が不可能な理由を明記した企画案を第1回常任幹事会に提出する。その時点で提案がない場合は，第1回常任幹事会以降，随時応募を受け付ける。なお，追加の申請額は1企画当たり，原則1名分とする。
5. 複数の応募により「研究者招聘講演会」の予算額をオーバーする場合は，常任幹事会において審議の上，どの主催事業に補助するかを決定する。
6. 「研究者招聘講演会」の予算額は原則，年間6.5万円（海外研究者2名（2.5万×2）＋国内研究者1名（1.5万×1）を基準）とするが，各年度の財政状況により，増減できるものとする。
7. 第1回常任幹事会では，応募の中から海外研究者2件，国内研究者1件として審査する。ここで埋まらなかった海外研究者2件，国内研究者1件の枠は，会議後に随時受け付けて，応募の順に採択していく。第2回常任幹事会での審議では，海外研究者枠に空きがある場合には，国内研究者枠に変更できるものとする。